

土木工事積算基準等の改定について

令和2年10月1日

県土整備部が発注する工事等の積算に用いる積算基準について、下記のとおり改定することとしましたのでお知らせします。なお、今回より建設機械等損料算定表以外について市販本を準用しております。宮崎県で定めている内容については、別途読み替え規定を設けておりますので、下記をご参照下さい。

記

1 改定基準書

- (1) 土木工事標準積算基準書（共通編）※市販本
- (2) 土木工事標準積算基準書（河川・道路編）※市販本
- (3) 国土交通省機械設備工事積算基準 ※市販本
- (4) 土木工事標準積算基準書（電気通信編）※市販本
- (5) 建設機械等損料算定表
- (6) 設計業務等標準積算基準書及び参考資料 ※市販本

2 対象となる工事等

県土整備部が発注する工事等のうち、単価適用年月日が令和2年10月1日以降のもの

3 建設機械等損料算定表の閲覧について

西臼杵支庁、各土木事務所及び県民情報センターにおいて、閲覧が可能となっております。

4 読み替え規定の閲覧について

西臼杵支庁、各土木事務所及び県民情報センター、及び宮崎県HPにおいて、閲覧が可能となっております。

宮崎県HP

https://www.pref.miyazaki.lg.jp/gijutsukikaku/shakaikiban/kokyojigyo/doboku_sekisan.html

5 問い合わせ先

宮崎県県土整備部

技術企画課技術基準担当 TEL：0985-26-7047